

群馬県環境生活保全創造資金融資

ポリ塩化ビフェニル廃棄物

処理資金の利用案内

令和 2 年 4 月

群馬県環境森林部廃棄物・リサイクル課

1 融資対象者

県内で事業を営んでいる中小企業者又は中小企業団体が県税を完納している者のうち、自己資金によっては資金調達が困難な方です。

暴力団、暴力団員及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する方は利用できません。

(1) 中小企業者とは

中小企業信用保険法第2条第1項第1号、第2号及び第5号に定める者で、次の表の資本金の額又は従業員数のいずれかが該当すれば中小企業者になります。

区 分	資 本 金	従 業 員 数
卸 売 業	1 億円以下	1 0 0 人以下
サ ー ビ ス 業	5 千万円以下	1 0 0 人以下
小 売 業	5 千万円以下	5 0 人以下
製 造 業 等	3 億円以下	3 0 0 人以下

※上記の他に特例等あり。

(2) 中小企業団体とは

中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項第1号、第2号及び第5号から第9号に定める者で、事業協同組合、事業協同小組合等が該当します。

2 資金の用途

県内で事業を営んでいる中小企業者及び中小企業団体が管理又は所有する、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用、処理に伴う収集運搬費用及び処理に伴う代替機器の設置費用を対象とします。

ただし、廃棄物・リサイクル課との事前審査終了前にポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理、収集運搬及び代替機器の設置の工事に着手したものについては、融資の対象としません。

(1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物とは

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第2条第1項に定められており、次の①②に分類されます。

①高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（PCB濃度が0.5%超のもの等）

②低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物（①以外のポリ塩化ビフェニル廃棄物）



(2) 処理費用、処理に伴う収集運搬費用とは

次の①～③のとおりです。

- ①「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」を中間貯蔵・環境安全事業株式会社で処理する場合に同社に支払う費用（PCB廃棄物処理基金の助成を受けた場合は補助後の自己負担額）
- ②「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」を廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の4第1項の規定により無害化処理認定を受けた事業者又は微量PCB汚染廃電気機器等の処分業に係る都道府県知事等の許可を受けた事業者で処理する場合に当該事業者支払う費用
- ③上記①②の処理を行う際に、特別管理産業廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託する場合に当該事業者支払う費用

(3) 代替機器の設置費用とは

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に伴う代替機器の設置に要する費用で、代替機器の費用の他に設置工事費等を含み、当該設置に係る事業者支払う費用

3 融資の条件

(1) 融資限度額

5,000万円(知事の特認があります。)

(2) 融資利率

年 1.7 %以内です。

ただし、信用保証協会等の保証を付した場合は年 1.3 %以内、責任共有制度対象は1.4 %以内となります。

(3) 融資期間及び据置期間

融資期間は7年以内です。据置期間は融資を受けた初年で、1年以内の設定をすることができます。

(4) 返済方法

元金均等分割償還です。

4 取扱いの窓口

この制度を取り扱うことができる金融機関は、県内に支店を持つ銀行、信用金庫、信用組合、商工中金です。

5 整備計画の事前審査

この融資制度を利用するには、金融機関に申し込む前に、以下の書類を廃棄物・リサイクル課に提出し、事前審査を受けなければなりません。

提出部数は、事前審査の際に1部、金融機関への申込みの際に2部（金融機関用1部、県用1部）提出してください。

- (1) ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画書（別記様式第9号）
- (2) 見積書又は契約書案の写
- (3) 処理委託契約先に関する次の書類
 - ① 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可証（積む場所及び卸す場所）の写
 - ② 高濃度廃棄物を処理する場合はJESCOの入門許可証の写
 - ③ 低濃度廃棄物を処理する場合は特別管理産業廃棄物処分業の許可証の写又は環境大臣認定証の写
- (4) 処理を行う機器の設置場所への案内図
- (5) 処理を行う機器の設置場所の配置図
- (6) 処理を行う機器及び設置を行う機器の写真、仕様等機器の概要がわかるもの
- (7) 県税納税証明書
- (8) 融資対象機器の設置場所の状況（着工前）を示す写真
- (9) 中小企業者等であることが証明できるもの（法人の登記簿謄本、従業員名簿等）
- (10) その他知事が必要と認める書類（①役員等に関する調べ、②誓約書）

注）(8)の「融資対象機器」とは、処理を行う機器及び代替機器の両方を指します。

6 その他

- (1) 他の融資制度との併用

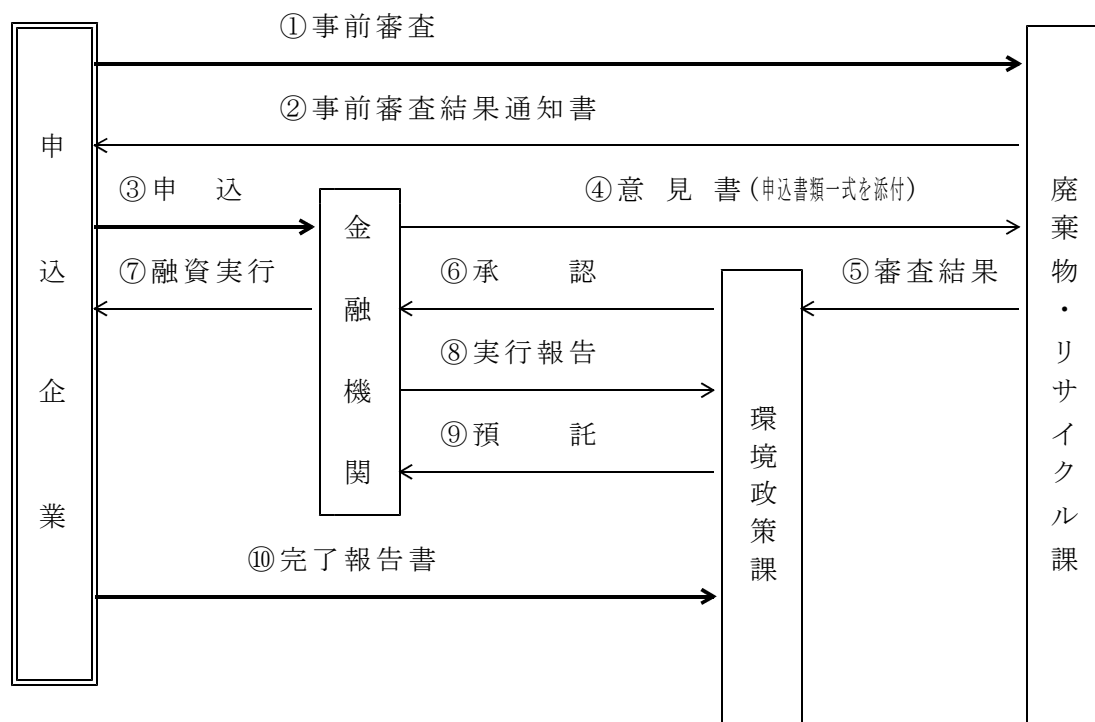
県の他の制度融資資金との併用は、原則として認められません。

- (2) 完了報告

本制度を利用した、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理、処理に伴う収集運搬及び代替機器の設置が完了したときには、完了報告書（別記様式第12号）を提出しなければなりません。

なお、その際には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第3項及び第4項又は第12条の5第5項の産業廃棄物管理票（A、B、D票。処理委託先によってはE票）の写を併せて提出してください。

* 手続きの流れ



※本融資制度に関して不明な点は、以下にお問い合わせください。

廃棄物・リサイクル課

☎ 027-226-2824

環境政策課

☎ 027-226-2812

※ポリ塩化ビフェニル廃棄物のことは、以下にお問い合わせください。

環境(森林)事務所		電話番号	管轄地域
中 部	総務環境係 廃棄物係	027-219-2021	伊勢崎市、渋川市、玉村町、 榛東村、吉岡町
西 部	総務環境係 廃棄物係	027-323-5530	藤岡市、富岡市、安中市、 神流町、上野村、下仁田町、 南牧村、甘楽町
吾 妻	総務環境係	0279-75-4611	中之条町、東吾妻町、長野原町、 嬭恋村、草津町、高山村
利根沼田	総務環境係	0278-22-4481	沼田市、片品村、川場村、 みなかみ町、昭和村
東 部	総務環境係 廃棄物係	0276-31-2517	桐生市、太田市、館林市、 みどり市、板倉町、明和町、 千代田町、大泉町、邑楽町
前橋市廃棄物対策課		027-898-5840	前橋市
高崎市産業廃棄物対策課		027-321-1325	高崎市